一〇　農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　一〇　254　五四

一一　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五四

一二　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　一〇　254　五三

一三　農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準及び漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準を廃止する件　一〇　254　五三

四　特定適格消費者団体を公示する件　五　三

五　適格消費者団体を公示する件　五　三

**○デジタル庁**

七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件　三〇　269　五一

**○デジタル庁、法務省**

一　電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件　二四　二

**○総務省**

三五八　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二　三

三五九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　八　252　二

三六〇　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　八　252　三

三六一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　八　252　五

三六二　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　八　252　五

三六三　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　八　252　五

三六四　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　八　252　五

三六五　令和三年総務省告示第二百六十四号の一部を訂正する件　八　252　六

三六六　令和元年総務省告示第百五十二号の一部を訂正する件　八　252　六

三六七　電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件の一部を改正する件　一〇　一　一一

三六八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一一　二

三六九　元売業者を指定した件の一部を変更した件　一二　四

三七〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分～令和元年分）を公表する件　一二　257　四九

三七一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件　一二　257　五〇

三七二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件　一二　257　五三

三七三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件　一二　257　五三

三七四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件　一二　257　五五

三七五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件　一二　257　五七

三七六　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件　一二　257　六三

三七七　型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件　一九　六

三七八　電波法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に船舶に設置している地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器であって、当該装置が設備規則第四十七条の二又は第四十七条の三の規定に適合していることにつき総務大臣が告示するものを定める件の一部を改正する件　一九　六

三七九　特定国外派遣組織を指定する件　一九　六

三八〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件　二六　267　一

三八一　陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件　二九　268　一五

三八二　電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件　二九　268　二六

三八四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇ＭＨｚを超え二、三七〇ＭＨｚ以下又は三・四ＧＨｚを超え三・六ＧＨｚ以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件　二九　268　二七